

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（十二件）……………一
- ………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………三
- ………（都市整備局都市基盤部交通企画課）…
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………三
- ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………（同）……………四
- 規程（交）……………
- 東京都交通局職員等表彰規程の一部を改正する規程……………六
- ………（同）……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- ………（同）……………六
- 特定非営利活動法人の仮認定……………七
- ………（同）……………七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一件）……………七
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

- 肥料検査成績の公表……………一
- ………（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…
- 東京都知事の委任に係る平成二十八年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施……………三
- ………（一般財団法人消防試験研究センター）…
- 正誤……………三
- 平成二十七年八月十日付東京都告示第十二百三十六号……………六

●東京都告示第五十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
 - 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
 - 三 測量の区域 八王子市、羽村市及び瑞穂町各市内
 - 四 測量の期間 平成二十七年十一月三十日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第六十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨

通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 調布市つつけ丘三丁目、入間町二丁目、狛江市東野川一丁目及び東野川三丁目各
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年三月二十四日まで

●東京都告示第六十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区猿楽町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月二十一日まで

●東京都告示第六十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角点)
- 三 測量の区域 中央区月島四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月十五日から平成二十八年三月十日まで

●東京都告示第六十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区江北五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月十四日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第六十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 武蔵野市

- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年一月十九日まで

●東京都告示第六十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年一月十九日まで

●東京都告示第六十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 府中市地内

- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年一月十九日まで

●東京都告示第六十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、調布市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年一月十九日まで

●東京都告示第六十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年三月十四日まで

●東京都告示第六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年一月十九日まで

●東京都告示第七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年一月十九日まで

●東京都告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第十八号東京都市計画駐車場事業第十二号西銀座駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 株式会社銀座パーキングセンター
- 二 都市計画事業の種類及び名称 銀座駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十五年一月十五日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
中央区銀座五丁目地内

●東京都告示第七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 社グツ ド・ア イズ建	構造計 算適合 性判定 の業務	新宿区百人 町二丁目十 六番十五号	新宿区百人 町二丁目十 六番十五号	平成二十七年 十二月一日
			神奈川県横	

築検査 を行う
事務所 浜市中区尾
の所在 上町四丁目
地 五十七番地

●東京都告示第七十三号

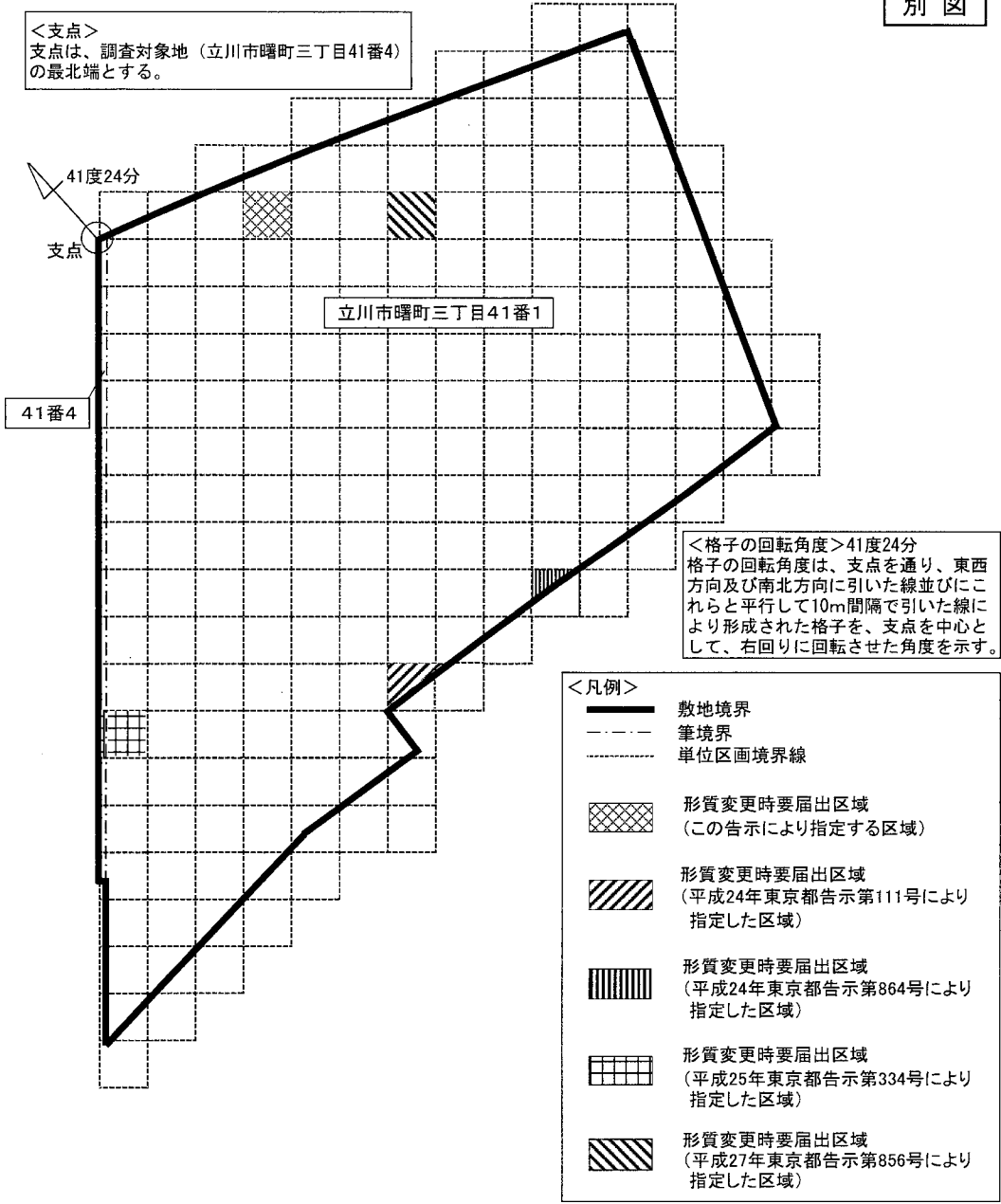
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市曙町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



●東京都告示第七十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百五十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

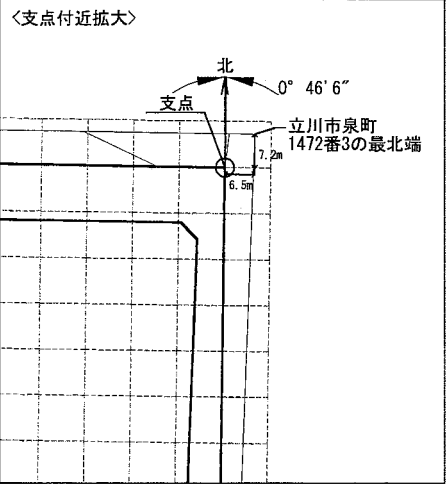
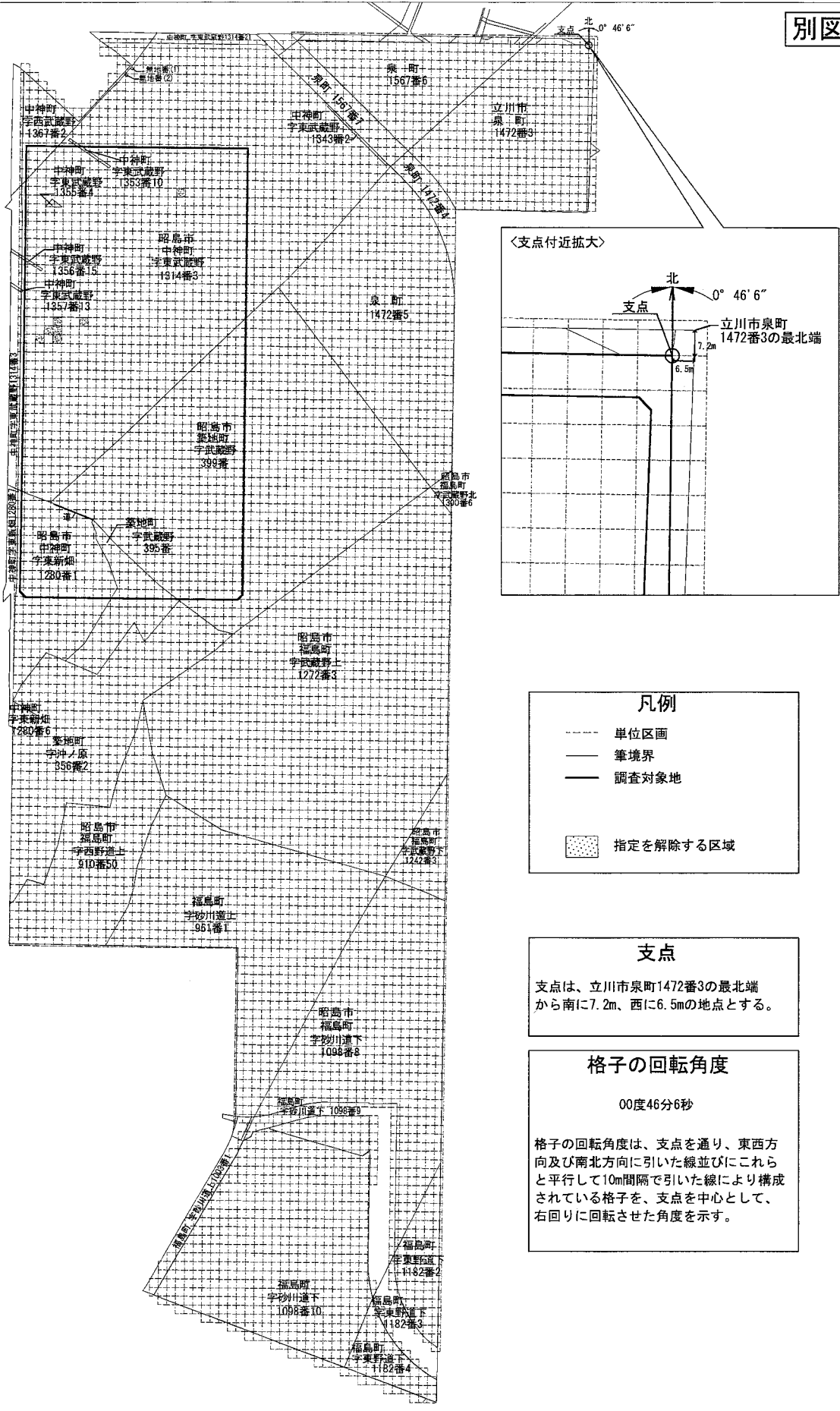
一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市中神町字東武蔵野地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

支点

支点は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

格子の回転角度

00度46分6秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

規程(交)

●交通局規程第一号

東京都交通局職員等表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年一月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局職員等表彰規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員等表彰規程(昭和六十二年交通局規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第九条中「及び総務部企画調整課長」を「、総務部企画調整課長、総務部経営管理課長及び総務部サービス推進担当課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人H O P E

三 代表者の氏名

中原 修二郎

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区西日暮里二丁目二十二番一―一三一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業という記載に含まれる事業(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・共同生活介護・共同生活援助・重度障がい者等包括支援・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)を行い障がい者の真の社会的自立を確立することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジヨムスン

三 代表者の氏名

前田 康彦

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区坂下一丁目四番十一七〇六号 ライネス

ハイム志村

五 定款に記載された目的

この法人は、主として東京都城北地区の医療・介護・

福祉及び中小企業の事業に携わる経営者に対して、経営

全般に関わる様々な課題について、弁護士、公認会計士、社会保険労務士及び社会福祉士等が土業の垣根を越え、総合的にワンストップで支援し、地域経済の復興と地域医療・介護・福祉の充実を図り、以て安心して住める地域づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人町田演劇鑑賞会

三 代表者の氏名

大谷 光雄

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市中町一丁目二十八番十八号 J e e M e

二 F

五 定款に記載された目的

この法人は、定期的に継続して演劇鑑賞活動を行う非営利の市民文化団体で、演劇との出会いを通して人生を見つめ、人と人との絆を深めて、演劇の普及・発展と、豊かな文化性をもった地域社会を創造することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本防災士会足立区支部

三 代表者の氏名

茂出木 庄一

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区新田一丁目二十番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、防災士の基本理念である「自助、共助、協働」を原則として、平常時には地域や職場等において防災・減災の啓蒙活動を推進し住民の防災力向上に努め、災害時には公的機関の支援が到着するまでの間、地域のリーダーとして被害の軽減と拡大防止に努めるとともに、復旧活動や支援活動に積極的に参加し、復興期にあつては復興支援活動に参画して、安全かつ安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人一票実現国民会議

二 代表者の氏名

伊藤 真

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区桜丘町十七番六号

四 仮認定の有効期間

平成二十八年一月十三日から平成三十一年一月十二日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市千ヶ瀬三丁目五百五十一番一及び同番二の各一部、五百五十二番並びに五百五十三番二、同番三及び五百五十四番一の各一部

青梅市新町七丁目四十六番地の八 中村 茂男

立川市西砂町五丁目六十一番地の十七

東大和市上北台一丁目四番地の十七 株式会社クライスコーポレーション 代表取締役 丸身 忠

日野市西平山五丁目三十七番三から同番五まで

日野市多摩平一丁目二番地の一大木ビル内 株式会社大木不動産 代表取締役 大木 茂

立川市上砂町五丁目七十五番十三、同番十五、同番十六及び同番十六地先

武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

西富久地区市街地再開発事業商業施設計画

二 店舗所在地

新宿区富久町十七番二号ほか

三 設置者名

芙蓉総合リース株式会社ほか四名

四 設置者住所

千代田区三崎町三丁目三番二十三号ほか

五 変更前の店舗所在地

新宿区富久町十四番地ほか

六 変更後の店舗所在地

新宿区富久町十七番二号ほか

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社セブンイレブン・ジャパンほか一名

<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社日本王乳センターほか七名</p>	<p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p>	<p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>九 変更日 平成二十七年十月一日ほか</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p>	<p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 西友新小岩店</p>
<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>二 店舗所在地 葛飾区新小岩一丁目四十四番二号</p>
<p>十二 縦覧期間 平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 西友小平店</p>	<p>三 設置者名 合同会社西友</p>
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>二 店舗所在地 小平市美園町一丁目三十三番二号</p>	<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>
<p>一 店舗名 西友三軒茶屋店</p>	<p>三 設置者名 合同会社西友</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास</p>
<p>二 店舗所在地 世田谷区太子堂四丁目二十四番八号</p>	<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p>
<p>三 設置者名 合同会社西友</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>
<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास</p>
<p>五 変更前の設置者の代表者名 野田 亨</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p>
<p>六 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास</p>	<p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p>
<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p>	<p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p>
<p>八 変更前の小売業者の代表者名 野田 亨</p>	<p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p>	<p>十一 届出日 平成二十七年十二月二十二日</p>	<p>十三 縦覧期間 平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十 変更日 平成二十七年五月十二日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友東久留米店
二	店舗所在地	東久留米市上の原一丁目四番二十七号
三	設置者名	合同会社西友
四	設置者住所	北区赤羽二丁目一番一号
五	変更前の設置者の代表者名	ステイブン・ヘイズ・デिकास
六	変更後の設置者の代表者名	上垣内 猛
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
八	変更前の小売業者の代表者名	ステイブン・ヘイズ・デिकास
九	変更後の小売業者の代表者名	上垣内 猛
十	変更日	平成二十七年五月十二日
十一	届出日	平成二十七年十二月二十二日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	サンシャインシティ
二	店舗所在地	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
三	設置者名	株式会社サンシャインシティほか一名
四	設置者住所	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
五	変更を行った設置者名	株式会社プリンスホテル
六	変更前の設置者の代表者名	小林 正則
七	変更後の設置者の代表者名	赤坂 茂好
八	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社プリンスホテル
九	変更前の小売業者の代表者名	小林 正則
十	変更後の小売業者の代表者名	赤坂 茂好
十一	変更日	平成二十七年十二月一日
十二	届出日	平成二十八年一月六日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四	縦覧期間	平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	トーホープラザ
二	店舗所在地	練馬区錦二丁目十九番一号
三	設置者名	有限会社R B インベスターズ
四	設置者住所	千代田区二番町五番地二十五番町テラス一〇二
五	変更前の設置者住所	港区赤坂二丁目三番四号
六	変更後の設置者住所	千代田区二番町五番地二十五番町テラス一〇二
七	変更前の設置者の代表者名	平野 和俊
八	変更後の設置者の代表者名	濱崎 琢磨
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ
十	変更前の小売業者の住所	江戸川区北葛西四丁目十四番一号
十一	変更後の小売業者の住所	目黒区青葉台二丁目十九番十号
十二	変更前の小売業者の代表者名	安田 隆夫
十三	変更後の小売業者の代表者名	大原 孝治
十四	変更日	平成二十七年九月十五日ほか
十五	届出日	平成二十八年一月八日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日

二	店舗所在地	新宿区西新宿二丁目一番四号
三	設置者名	京王電鉄株式会社
四	設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号
五	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 百五十二台
六	変更後の駐車場の位置及び収容台数	店舗内 百五十二台
七	変更前の駐車場の数及び位置	四か所 店舗南西側ほか
八	変更後の駐車場の数及び位置	一か所 店舗南西側
九	変更日	平成二十八年九月十四日
十	届出日	平成二十八年一月十三日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十二	縦覧期間	平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

平成27年12月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)届出業者	届出名(商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	増田 武	マスダ堆肥	2.2	1.9	0.6	80	258	2.3	12	72.2	
堆肥	山下 浩	生牛糞	1.5	1.1	1.3	16	102	2.0	30	82.5	
堆肥	増田 亨	乳牛ふん	1.6	1.3	1.2	21	162	1.3	26	81.7	
堆肥	増田 俊郎	牛フン	1.2	0.7	0.5	10	71	1.3	37	78.4	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

雑 報

東京都知事の委任に係る平成28年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施について
 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項及び第17条の9第1項に規定する東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験及び消防設備士試験をそれぞれ次のとおり行う。

平成28年1月25日
 一般財団法人消防試験研究センター
 理事長 北 村 吉 男

1 危険物取扱者試験の種類、実施日及び受験申請期間

試験の種類	試験の実施日	受験申請期間
甲 種	平成28年5月21日	電子申請 平成28年3月14日から 同年25日まで
		願書申請 平成28年3月17日から 同年28日まで
	同年7月30日	電子申請 平成28年5月30日から 同年6月10日まで
		願書申請 平成28年6月2日から 同年13日まで
	同年9月6日	電子申請 平成28年7月1日から 同年12日まで
		願書申請 平成28年7月4日から 同年15日まで
	同年11月6日	電子申請 平成28年9月5日から 同年16日まで
		願書申請 平成28年9月8日から 同年19日まで
	平成29年2月4日	電子申請 平成28年11月28日から 同年12月9日まで
		願書申請 平成28年12月1日から 同年12日まで
	平成28年4月28日	電子申請 平成28年2月29日から 同年3月11日まで
		願書申請 平成28年3月3日から 同年14日まで
同年6月14日	電子申請 平成28年4月11日から 同年22日まで	
	願書申請 平成28年4月14日から 同年25日まで	
同年8月6日	電子申請 平成28年6月6日から 同年17日まで	
	願書申請 平成28年6月9日から 同年20日まで	

乙種第1類

乙種第2類

乙種第3類
 乙種第5類
 乙種第6類

同年10月29日	電子申請 平成28年8月29日から 同年9月9日まで
	願書申請 平成28年9月1日から 同年12日まで
同年11月27日	電子申請 平成28年9月23日から 同年10月4日まで
	願書申請 平成28年9月26日から 同年10月7日まで
平成29年1月17日	電子申請 平成28年11月14日から 同年25日まで
	願書申請 平成28年11月17日から 同年28日まで
同年2月22日	電子申請 平成28年12月12日から 同年23日まで
	願書申請 平成28年12月15日から 同年26日まで
平成28年4月17日	電子申請 平成28年2月15日から 同年26日まで
	願書申請 平成28年2月18日から 同年29日まで
3日	電子申請 平成28年2月29日から 同年3月11日まで
	願書申請 平成28年3月3日から 同年14日まで
15日	電子申請 平成28年3月4日から 同年15日まで
	願書申請 平成28年3月7日から 同年18日まで
同年5月22日	電子申請 平成28年3月14日から 同年25日まで
	願書申請 平成28年3月17日から 同年28日まで
25日	電子申請 平成28年3月21日から 同年4月1日まで

平成28年 6月	30日	願書申請	平成28年3月24日から 同年4月4日まで	乙種第4類	同年 8月	21日	電子申請	平成28年6月20日から 同年7月1日まで	同年 12月	4日	願書申請	平成28年9月26日から 同年10月7日まで									
		電子申請	平成28年3月28日から 同年4月8日まで				願書申請	平成28年6月23日から 同年7月4日まで			電子申請	平成28年10月3日から 同年11月4日まで									
		願書申請	平成28年3月31日から 同年4月11日まで				電子申請	平成28年6月27日から 同年7月8日まで			願書申請	平成28年10月6日から 同年11月17日まで									
	7日	電子申請	平成28年4月4日から 同年4月15日まで			乙種第4類	同年 9月	27日		願書申請	平成28年6月30日から 同年7月11日まで	同年 12月	11日	電子申請	平成28年10月10日から 同年11月21日まで						
		願書申請	平成28年4月7日から 同年4月18日まで							電子申請	平成28年7月18日から 同年7月29日まで			願書申請	平成28年10月13日から 同年10月24日まで						
		電子申請	平成28年4月11日から 同年4月22日まで							願書申請	平成28年7月21日から 同年8月1日まで			電子申請	平成28年10月17日から 同年10月28日まで						
	18日	電子申請	平成28年4月14日から 同年4月25日まで					乙種第4類		同年 10月	19日		願書申請	平成28年8月1日から 同年8月5日まで	同年 12月	17日	願書申請	平成28年10月20日から 同年11月31日まで			
		願書申請	平成28年4月28日から 同年5月9日まで										電子申請	平成28年7月28日から 同年8月8日まで			電子申請	平成28年10月24日から 同年11月4日まで			
		電子申請	平成28年5月16日から 同年5月27日まで										願書申請	平成28年8月4日から 同年8月15日まで			願書申請	平成28年10月27日から 同年11月7日まで			
	2日	願書申請	平成28年5月19日から 同年6月3日まで								乙種第4類		同年 11月	1日		電子申請	平成28年9月1日から 同年9月5日まで	平成29年 1月	22日	電子申請	平成28年10月27日から 同年11月4日まで
		電子申請	平成28年5月23日から 同年6月6日まで													願書申請	平成28年9月8日から 同年9月19日まで			願書申請	平成28年10月27日から 同年11月7日まで
		願書申請	平成28年5月30日から 同年6月10日まで													電子申請	平成28年9月12日から 同年9月23日まで			電子申請	平成28年10月27日から 同年11月7日まで
16日	電子申請	平成28年6月2日から 同年6月13日まで	乙種第4類	3日	願書申請				平成28年9月13日から 同年9月26日まで					26日		願書申請	平成28年11月7日から 同年11月18日まで				
	電子申請	平成28年6月2日から 同年6月13日まで			電子申請				平成28年9月19日から 同年10月3日まで							電子申請	平成28年11月10日から 同年11月21日まで				
	願書申請	平成28年6月2日から 同年6月13日まで			願書申請				平成28年9月19日から 同年10月3日まで							願書申請	平成28年11月10日から 同年11月21日まで				
9日	電子申請	平成28年6月6日から 同年6月17日まで			乙種第4類	13日	電子申請		平成28年9月19日から 同年10月4日まで			26日				電子申請	平成28年11月7日から 同年11月18日まで				
	電子申請	平成28年6月6日から 同年6月17日まで					願書申請		平成28年9月19日から 同年10月4日まで							電子申請	平成28年11月7日から 同年11月18日まで				
	願書申請	平成28年6月6日から 同年6月17日まで					電子申請		平成28年9月19日から 同年10月4日まで							願書申請	平成28年11月7日から 同年11月18日まで				

甲種第4類	平成28年5月	7日	電子申請	平成28年2月29日から同年3月11日まで	乙種第1類	同年	3月	22日	願書申請	平成29年1月12日から同年23日まで	
			願書申請	平成28年3月3日から同年14日まで					電子申請	平成29年1月16日から同年27日まで	
	同年	6月	25日	電子申請	平成28年4月25日から同年5月6日まで	乙種第2類	平成28年6月	9日	電子申請	平成28年4月4日から同年15日まで	
				願書申請	平成28年4月28日から同年5月9日まで				願書申請	平成28年4月7日から同年18日まで	
	同年	8月	7日	電子申請	平成28年6月6日から同年17日まで	乙種第3類	同年	10月	30日	電子申請	平成28年8月29日から同年9月9日まで
				願書申請	平成28年6月9日から同年20日まで					願書申請	平成28年8月29日から同年9月9日まで
	同年	9月	24日	電子申請	平成28年7月25日から同年8月5日まで	乙種第5類	平成29年1月	29日	願書申請	平成28年9月1日から同年12日まで	
				願書申請	平成28年7月28日から同年8月8日まで				電子申請	平成28年11月21日から同年12月2日まで	
	同年	11月	20日	電子申請	平成28年9月19日から同年30日まで	乙種第6類	同年	10月	2日	電子申請	平成28年8月1日から同年12日まで
				願書申請	平成28年9月22日から同年10月3日まで					願書申請	平成28年8月4日から同年15日まで
	同年	12月	7日	電子申請	平成28年10月3日から同年14日まで	乙種第7類	同年	12月	3日	電子申請	平成28年10月3日から同年14日まで
				願書申請	平成28年10月6日から同年17日まで					願書申請	平成28年10月6日から同年17日まで
平成29年1月	22日	電子申請	平成28年11月14日から同年28日まで	乙種第4類	同年	9月	3日	電子申請	平成28年5月23日から同年6月3日まで		
			願書申請					平成28年11月17日から同年28日まで	願書申請	平成28年5月26日から同年6月6日まで	
同年	2月	12日	電子申請	平成28年12月5日から同年16日まで	乙種第4類	同年	3月	26日	電子申請	平成28年7月1日から同年12日まで	
			願書申請	平成28年12月8日から同年19日まで					電子申請	平成28年7月4日から同年15日まで	
同年	9日	電子申請	平成29年1月9日から同年20日まで	乙種第7類	同年	11月	5日	願書申請	平成28年9月5日から同年16日まで		
			願書申請					平成29年1月9日から同年20日まで	願書申請	平成28年9月8日から同年19日まで	

3 受験申請方法

申請は、電子申請（インターネットを利用する受験申請）又は願書申請（願書を郵送又は持参することによる受験申請）により行ってください。

なお、電子申請と願書申請とは、受験申請期間が異なるので、御注意ください。

4 受験申請先

(1) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターホームページ
<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

(2) 願書申請

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

5 試験会場

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター
渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

6 問合せ先

(1) 受験に関すること

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

電話 03-3460-7798（平日午前9時から午後5時まで）

フテクシミリ 03-3460-7799

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
専用電話 0570-07-1000（平日午前9時から午後5時まで）

7 その他

(1) 受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター及び都内の各消防署（消防分署及び消防出張所を含む。）で配布します。

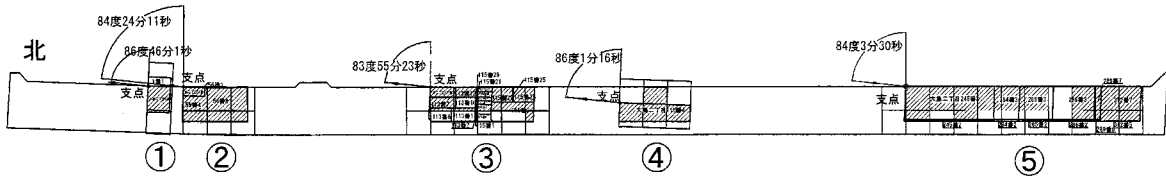
(2) 試験の実施場所は、変更することがあるので、受験票を確認してください。

正 誤

○平成二十七年八月十日付東京都告示第千二百三十六号
二及び三ページの別図一及び二を次のように訂正する。

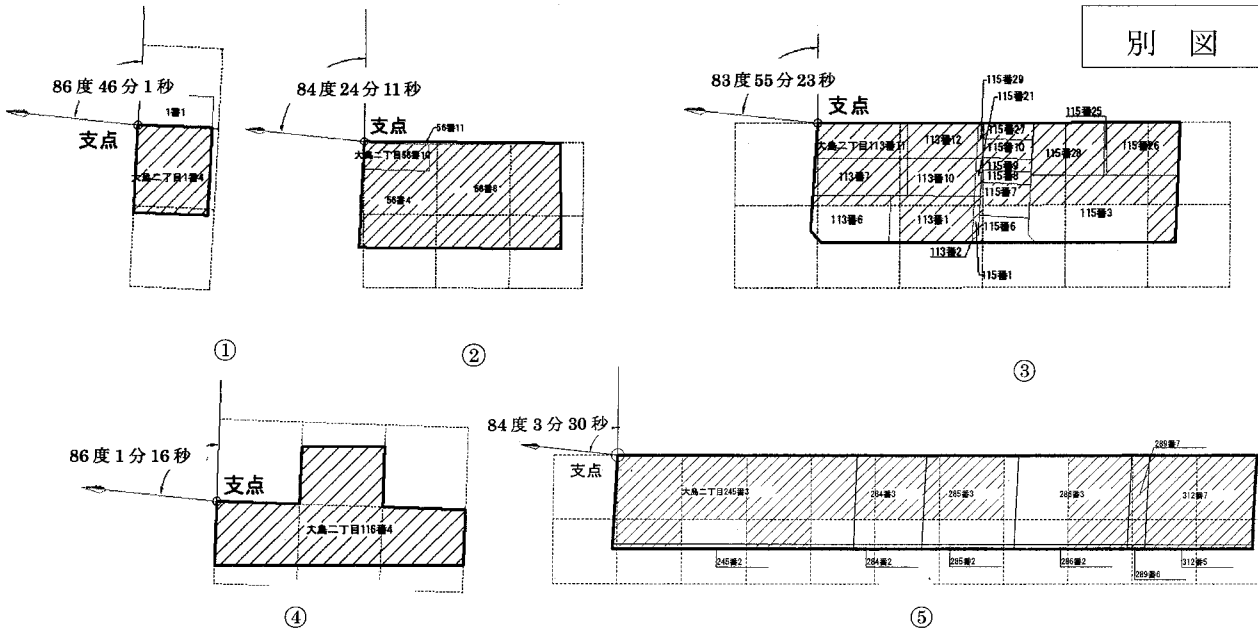
別図 1

江東区大島二丁目



※①～⑤の拡大図は別図2のとおり

別図 2



番号	支点	格子の回転角度
①	江東区大島二丁目1番4の最北端とする。	86度46分1秒
②	江東区大島二丁目56番10の最北端とする。	84度24分11秒
③	江東区大島二丁目113番1の最北端とする。	83度55分23秒
④	江東区大島二丁目116番4の最北端とする。	86度1分16秒
⑤	江東区大島二丁目245番2の最北端とする。	84度3分30秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 単位区画
- : 形質変更時要届出区域

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。